

## 参考2 牛せき柱分別契約書（例）

写

### 原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書

農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場（以下「甲」という。）と株式会社東西化成産業（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛のせき柱を除く畜産残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料又は肥料の原料として引き受けること。
- 2 甲は原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

#### （1）事業所における食肉処理に関する事項

- ① 食肉の処理を行うに当たって、牛のせき柱と原料用残さを分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、牛のせき柱が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛のせき柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛のせき柱を投入できる位置に、牛のせき柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 事業所ごとに原料用残さに牛のせき柱が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

#### （2）原料用残さの出荷に関する事項

- ① 原料用残さを出荷するごとに牛のせき柱が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、牛のせき柱を入れる容器と共用しないこと。
- ② 牛のせき柱が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む）には、牛のせき柱を、専用の気密容器を用い、当該容器に牛のせき柱が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

#### （3）確認責任者の設置

（1）及び（2）に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人肥飼料検査所が必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成〇〇年〇月〇日より確実に履行されること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用残さの引渡し・引受けに関し甲乙間で協議し、解決するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

（甲）住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1  
業者名 農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場  
氏 名 農林 太郎



（乙）住 所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇  
業者名 株式会社東西化成産業  
氏 名 油脂 利活

